

8.1 事後調査

実施する項目及び事後調査の内容等は以下のとおりである。

8.1.1 事後調査の内容

1) 陸上植物（工事の実施）

(1)事後調査を行うこととした理由

変更区域において確認された重要な種のうち、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる14種については、類似環境への移植、或いは生育環境の創出及び移植を行うこととしている。そのうち、栽培事例や移植事例がない11種については環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を行う。

(2)事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法は以下のとおりである。

項目	重要な種の移植後の生育状況	移植株周辺の植生の攪乱状況
調査地点・範囲	移植地	移植地及びその周辺
調査時期等	調査期間は工事直前から移植後3～5年程度（移植後の状態が安定した時点で終了）。 調査時期は、移植後1年間は月1回程度、その後状況に応じて見直し、最低年に2回。	調査期間は移植後3～5年程度（移植後の状態が安定した時点で終了）。 調査時期は年に2回。
調査方法	移植株毎に番号札等を取り付け、採集前及び移植後に植物高・葉数・開花・結実・枯損等の生育状況を記録する。併せて写真による記録も行う。生息状況によっては、必要に応じて生育環境の改善（土壌養分、土壌水分、日射条件等）を行うが、その際は十分に攪乱などの影響を考慮する。	移植株を中心に概ね5m×5m程度の永久コドラートを設置し（樹高に応じて広げる）、コドラート内の生育種（草本層、低木層あるいは上層の植物）の生育状況等を記録する。

(3)事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。

また、今後、重要な生物が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得た上で、必要な調査を実施し、事後調査委員会（仮称）に諮り、適切な措置を講じることとする。